

## 盛岡市における宿泊税の制度概要

### 1 導入目的

観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため

### 2 課税要件等

(1) 課 税 客 体	旅館業法に規定するホテル・旅館・簡易宿所および住宅宿泊事業法に規定する民泊への宿泊
(2) 納 税 義 務 者	上記宿泊施設への宿泊者
(3) 税 率	一人一泊につき 200 円 ※免税点は設けないものとする
(4) 徴 収 方 法	特別徴収の方法によって徴収する
(5) 特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有する者
(6) 申 告 期 限	毎月末日までに前月分を申告納入する (一定要件を満たす場合は 3 か月ごとの申告納入とする。)
(7) 過 料 、 罰 則	次のアからエに該当する者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する ア 帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を隠匿した者 イ 帳簿を5年間保存しなかった者 ウ 作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は書類を隠匿した者 エ 書類を2年間保存しなかった者
(8) 制度見直し期間	条例施行後3年、その後5年ごと

### 3 宿泊税の使途（想定）

宿泊税活用事業の主な内容（盛岡市観光推進計画における基本施策ごとに分類）	
1 持続可能な観光地域づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・観光 DX の推進</li><li>・MICE 誘致の推進</li><li>・スポーツ合宿の誘致</li><li>・スポーツツーリズムの推進</li><li>など</li></ul>
2 選ばれる観光地域づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・効果的な観光プロモーション</li><li>・盛岡さんさ踊り通年体験化</li><li>・教育旅行の増客に向けた受入環境の充実</li><li>・誰もが分かりやすい観光案内</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・盛岡 City Wi-Fi の拡充</li><li>・交通環境の充実</li><li>・宿泊施設でのスマートチェックイン・キャッシュレス化の導入支援 など</li></ul>
3	広域観光の推進 <ul style="list-style-type: none"><li>・冬季広域観光振興</li><li>・高付加価値旅行商品の造成支援</li><li>・有効都市との観光連携の強化 など</li></ul>
4	国際観光の推進 <ul style="list-style-type: none"><li>・海外旅行博などを活用したプロモーション</li><li>・外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出 など</li></ul>
5	宿泊税の賦課に係る費用 <ul style="list-style-type: none"><li>・特別徴収事務交付金</li><li>・清算システム改修補助金</li><li>・制度周知 など</li></ul>
6	緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"><li>・観光交流基金への積立金</li></ul>